



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社クイック
代表者 代表取締役社長 和納 勉
(コード番号 4 3 1 8)
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長兼経理部長
藤原 功一
(TEL 0 6 - 6 3 7 5 - 0 0 6 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年6月19日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が施行されたことに伴い、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更が決議されたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条の削除および株券に係る定めの変更を行うものであります。これに加え、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで株券喪失登録簿を作成して備え置くこととされているため、附則を設けるなど所要の変更を行うとともに、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 19 日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 19 日（金曜日）

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、『株式取扱規程』に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>第11条</u>に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条</u>に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

<p>第13条～第44条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第12条～第43条（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</p>
---	--

以 上